

郵便等による不在者投票における  
投票用紙及び投票用封筒の請求書

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、選挙において、次  
の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第 59  
条の 4 第 1 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

都道 府県	郡市 区	町 村	番地
----------	---------	--------	----

---

令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

大船渡市選挙管理委員会委員長 様

備 考

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に  
記載すること。
- 3 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 4 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第 59 条の 4 第 3 項  
の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。